



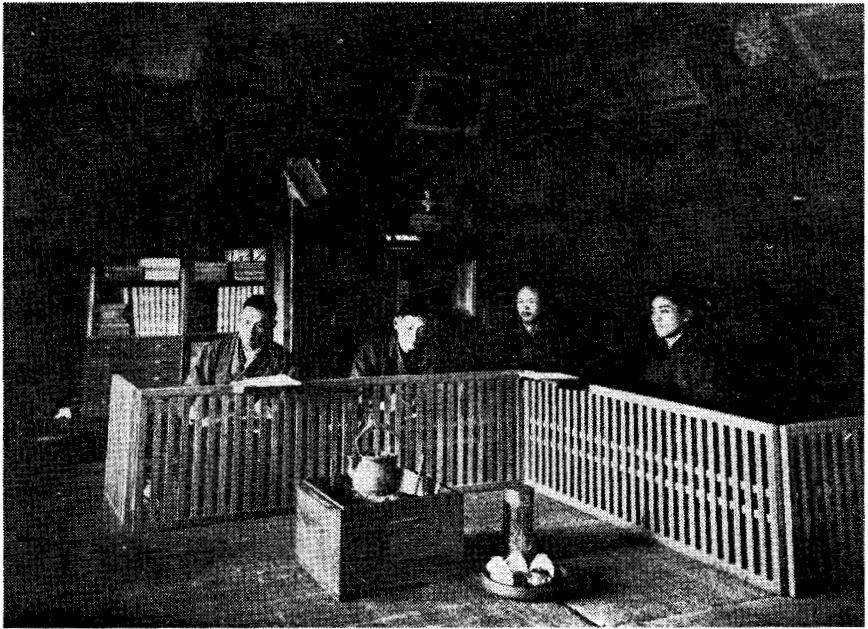
# 待望の産業組合法成る

才 三 編

明治33年才14議会で産組法成立  
各種組合法案の比較  
山形県の才1号金井村信用組合  
\* 山形県の業種別組合  
山形県信用組合連合会誕生  
昭和2年当時の山形県産組の全貌  
\* 全国団体相次いで創立  
終戦後に農林中金山形出張所開設  
創刊当時の『家の光』  
日本農業新聞の発刊と山形の取扱い

豊作を祝つて田植おどりを舞う

(カメラ・宮崎泰昌氏)



### チヨンマゲ組合事務所

〓 西村山郡高松信用組合 〓

右から工藤泰吉氏、国井礼助組合長、布施三之助氏、国井亮太郎氏がハカマ姿で帳場に坐わる。その前の座敷が組合員との応接に使われた。泰吉氏の頭はチヨンマゲである。

## 曰く付きの三度目法案

明治三十三年第十四議會で成立

才一次産業組合法案は信用組合法案の流産に続いて、審議未了のまま未成立に終わったが山県有朋内閣は明治三十三年（一九〇〇年）二月の才十四議會に産業組合法案を提出した。二十四年の才二議會に信用組合法案を出してからちょうど十年後、三度目の正直と云うが、曰（いわ）くづきの法案提出に、確信をもって三番打者に起ったのが曾根荒助農商務大臣であった。しかし法案を議會に提出するまでに非常に心を砕き、岡野敬次郎、織田一、加納友之助、月田藤三郎氏らを法案作成委員に迎え、省内に「産業組合法起草委員会」を設けて法案起草に当ってもらった。

才一次産業組合法案が議會で審議された当時の議事録の中から各派議員の批判、論議の内容を解剖し、前法案にさらに修正を加えたものを、まず衆議院に政府案として上程された。

二月九日、衆議院本會議で曾根農商相の説明があつて直ちに特別委員会に附託された。委員会では字句の修正があつたくらいで、問題がなく、アツサリ通過し、十五日には本會議に移され、そのまま

可決となった。

衆議院を通過した同法案は直ちに貴族院に回附となり、十七日の本会議に上程後、特別委員を設けて審議したが、ここでも簡単にパスして、二十二日には本会議に附され、同日各派を超越した拍手のうちに満場一致で可決、確定した。

この間わずかに二週間、貴、衆両院の協賛を得た「産業組合法案」は三月六日御裁可を経て、法律才三十四号「産業組合法」となって公布となり、明治三十三年九月一日、勅令才三〇一号を以て施行となった。

これこそわが国で協同組合を法制化した最初のもので、誕生するまで前後十年を費した苦心の産物であった。同法の生命は長く、明治、大正、昭和の三代にわたって、農民の生活とともに息づき、太平洋戦争が終つて、昭和二十二年（一九四七年）新たに農業協同組合法が発足するまで、四十七年間の寿命を保つた。

## 公布産組法の骨子

公布された産業組合法の骨子は大体、さきの才十議會で審議未了のまま葬られた才一次組合法案と同じであるが、新しい点

は、  
① 組合の種類―信用、販売、購買、生産の四種にし、購買事業の中に「生計に必要な物」の購買を認めた。

すなわち才一次組合法案の生産組合と使用組合とを併せて、生産組合とし、購買組合は産業に必要な原料品の購買のほか

に、消費経済用品の取扱いを認め、消費組合を組合法の中に包がんとした。

② 組事業の兼営―信用組合は他事業を兼営することが出来ないことにした。

③ 組合組織―有限、無限の二種類と、新たに保証責任組織を加え、出資一口の金額に関する規定を除き、一人の持分を十口以内と定めた。

## 平田氏産組法の成立を

### 品川氏の霊前に報告

#### 尊徳・平田の帰する一點

産業組合法の誕生をはかの誰れよりも待ちつづけたのは、産みの親ともいえる品川、平田の両氏であった。

品川氏は内務大臣の当時「信用組合法案」を流産させてしまつた明治二十四年の才二議會解散の総選挙で反対党大弾圧の責を負つて政界の才一線から退いたが、枢密院議員となつた後も、産業組合法の成立を平田氏とともに念願しながらも、三十二年に病いにたおれてしまい、翌三十三年二月、才十四議會で新しい組合法案が衆議院から貴族院に回り、二十七日、満場一致可決を目前にして二十六日、五十八歳で死去したのであった。

組合法成立の喜びは死の翌日、二十七日、直ちに平田氏の口から品川氏の霊前に報告されたが、発足後の産業組合の育成は平田氏ただ一人にまかせられることになった。

## 各種組合法案の比較 (明治24, 30, 33年—帝國議會議事録による)

	明治24年信用組合法案 (未成立)	明治30年産業組合法案 (未成立)	明治33年産業組合法案
目的	組合員に營業資金を貸付け、また勤儉貯金の便宜を得させる。	組合員間の産業またはその經濟の發達を企図する。	組合員の産業またはその經濟の發達を企図する。
区域	一市町村内に限る。但し町村会を設け、事務を共同処分するときは一町村とみなす。	一市町村以内に限る。但し土地の状況により変更してもよい。	市町村区域内とし特別の事由があれば地方長官の認可を得て変え得る。
組織	定款で定める。但し持分以下にすることはできない。又員外貯金を扱うときは無限責任	有限または無限責任	有限、無限又は保証責任
種類	信用	信用、購買、販売、生産、使用(ただし使用は營業用器具、機械、家畜についてのみ)	信用、販売、購買、生産、但し信用は兼業を認めない
組合員数	10名以上	7名以上	7名以上
出資組	加入金および持分より成る。持分は1人1口、但し定款で3口まで増加し得る。	持分1口10円以上1人5口以内	出資1人10口以内(1口出資額不定)持分の共有を認めない。
準備金	加入金と純益の一部を以て持分総額の10分の1以上に達するまで積立てる。	借入最高限度の10分の3以上に達するまで、每期剰余金の3分の1以上を積立てる。	金額を定款で定め、每期利益の4分の1以上を積立てる。
役員	組合長、会計役各1。監査役3以上を總會において、選任する。組合長、会計役は無給とする。	取締役、監査役各3名以上を總會において組合員中より選定し、名誉職とする。	理事及び監事を總會で組合員中より選任し、任期は理事3年、監事1年
議決権	持分、口数にかかわらず1人1個	持分にかかわらず1人1個	表決権は平等とする。
業務	組合員よりの貯金受入、および組合員への營業資金の貸付、組合員外の者よりの貯金受入。	組合員よりの貯金受入および組合員への營業資金の貸付、組合員所要の商品、營業用原料、器具、機械、家畜の購買、組合員所産の農産物、水産物の販売、農工水産物の組合員の共同生産、組合員の營業用器具、機械、家畜の共同使用。	組合員よりの貯金受入および組合員への産業資金の貸付、組合員の生産物の販売あるいは加工販売、組合員の産業用又は生計用品の購買、組合員の生産物の加工又は産業に必要なものの使用(信用は他の事業と兼ねることはできない)。
政府の保護	—	—	所得税、營業税免除
監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎都市役所—定款、名簿、印鑑の保管閲覧、設立公告、精算書類の保存</li> <li>◎都市長—借入、貸付等の限度認可権、検査権、解散上申権、清算人の解任</li> <li>◎府県知事—監査権、解散命令</li> <li>◎内務大臣—監査権、定款の認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地方長官—業務検査、組合の事業停止、借入貸付等の限度認可</li> <li>◎農商務大臣—役員の改選命令、組合業務の停止、組合の設定認可、定款の認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎部長—報告徴求、検査その他必要な命令、処分</li> <li>◎府県知事—左に同じ、そのほか總會決議の取消、役員の改選、組合事業の停止、組合の解散設立及び定款の認可</li> <li>◎農商務大臣—府県知事に同じ(但し設立及び定款認可を除く)</li> </ul>

平田氏は組合法が公布になって間もなく、明治三十三年八月に新たに「産業組合法要義」を著し、再び農民に呼びかけ、氏は物質上の共同を図ると同時に、精神的協力を強調、力説し、共同協力の上に道徳、経済の一致点を発見しようと努力した。

明治三十六年に農商務大臣を辞めた平田氏は一意、産業組合の育成に専念し、各地に出張して組合設立を指導した、明治三十七年二月六日、日露の国交が断絶、日露戦争に突入して国民は未曾有の試練にぶつかったが、氏は今こそ産業組合をかため、銃後の義務を果すべきだとの熱情から、全国の産業組合関係者を網羅した「産業組合中央会」を組織することを決意し、三十七年二月二十二日、開戦の直後、全国に檄をとばし、東京富士見軒に産組関係者を集め協議会を開いた。

その時、氏は自ら初代会頭を引受け、才一線にたつて指導、号令することを天下に宣言したのである。

こうして翌、三十八年三月一日「社団法人大日本産業組合中央会」が平田会頭のもとに設立され、五月十日には全国産業組合大会の初めとも云える「全国産業組合役員協議会」を赤坂三会堂に開催した。

その後の平田会頭は同年十一月二十二日には中央会機関誌「産業組合」を創刊、三十九年五月八日には才二回全国産業組合大会を農商務省会議室に開き、才三回以後は毎年、全国で持ち回り大会を開いた。

氏は産業組合会頭として、大正十年（一九二一年）三月、産業組合訓をつくり、全組合員に訓諭した。

信用 組合の本は信なり、信なければ組合なし、信は責任觀念によりて生ず、責任觀念は己を欺かざるに在り

勤儉 恒産なければ恒心なし、恒産は勤儉によりて生ず

共同 土石集て山を作し、涓滴合して河を成す、精神的共同団結と物質的共同補助とは組合の興義なり

同 栄 社会は大なる連合組合の如し、利害之を共にす、唯、有無相通するに因つて互いにその利を享く

と説いて、会頭のイスにあること、前後十八年に及び、七十四歳の時、大正十一年十月四日志村源太郎氏に会頭を譲るまで、氏の生涯の大半は産業組合とともに在った。

### 時代の要求が生んだ産組法

明治三十三年三月に産業組合法が公布されて、山形県にもぼつぼつ組合設立の動きが目立って来たが、三十五年春、山形市に近い東村山郡金井村大字志戸田三四六（現在の山形市大字志戸田）に創立の「無限責任金井村信用組合」は山形県では産業組合法によつた最古の組合となっている。

設立 明治三十五年四月二日（設立許可）

解散決議 昭和九年十二月三十一日（県の一村一組合統合方針に従つて解散、村内の他組合と統合している、その間三十二年）

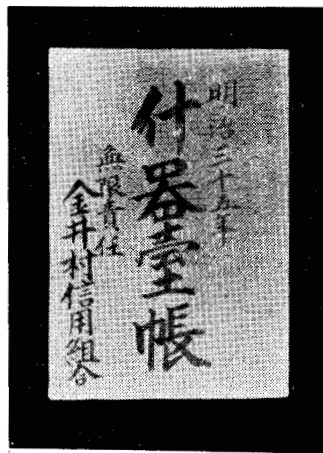
東村山郡金井村には古くから村民の金融機関として志戸田部落の豪農遠藤甚兵衛氏を中心とした「無尺講」が開かれていた。政府の手で出来た産業組合法を知つた遠藤氏は三十三年冬に日下部丹治、遠藤政吉氏等の富農、豪農と信用組合組織に着

手し、約一年間の奔走で、三十五年四月二日に「無限責任金井村信用組合」の設立を許可され、志戸田三四六に事業を開始したのである。

創立当時の陣容は

- 組合長理事 遠藤 甚兵衛
- 理事 日下部 丹治
- 同 栗原 太内
- 同 日下部 谷松
- 監事 速藤 政吉
- 同 鈴木 三治

の各氏をを総会で選出したほかに各部落から一名づつの信用評



金井村信用組合の什器台帳  
(明治33年に産業組合法が実施になって、この組合が35年に設立された。山形県での才1号組合である)。

一定委員五名を選出して組合運営を助けた。

61 同組合の定款によれば、出資一口の金額は十円、出資才一回払込金額は一口につき一円、才一回払込後は剰余金から払込み

か、四カ年以内に全額を払込むか、或いは一時全額払込みかの三つの方法を定めた。

その後何回も役員改選を行い、組合最後の昭和九年一月二十二日の総会では

組合長日下部丹治、専務理事七五三清五郎、秋葉秋蔵、理事遠藤甚兵衛、鈴木峰松、鈴木三治、阿部治兵衛、熊谷吉之助、監事栗原太内、齊藤吉平、有沢庄太郎、信用評定委員柴田長吉、有沢長助、渡辺友治、開沼徳治、熊谷三右工門の各氏が選ばれた。

## 明治三十五年創立の

### 金井村信用組合

山形県の才一 号

発足当時、明治三十五年の組合出資金二万円、組合員二百五名は戸数二百戸の純農村、金井村のほとんど全戸加入という強力な組合であった組合長の遠藤氏は山辺銀行頭取もやり、大正四年九月執行の県会議員選挙に出馬、当選した名門、この組合長の菜配で、毎年度良好な業績を残し、明治の末期には出資額、経理事務の優秀組合として産業組合中央会から表彰された。この時の村をあげてのお祭りは今も語り草に残っているほど盛大だったものらしく、中央から小笠原英太郎氏がわざわざ出席し、組合の業績をほめ上げつぎと県係官の祝辞があつて村民全部が祝い酒に酔いしびれたとのことである。

昭和七年には金井村信用組合となったが、その頃までに江俣、陣場、内表、吉野宿、船洗の各部落に、部落の名を冠した同種の組合がぞく出し、お互いに狭い部落内の組合員かく得と業績の向上に隣同志、肉親同志の競争を演じ、県当局、産業組合中央会県支会でも、一町村一組合のモットーをかがけて、金井村の六組合統合を呼びかけた結果、昭和九年三月三十一日を以て六組合が新たに「金井信用購買販売利用組合」の名で発足、山形県最古の組合が引続き優秀な成績を見せ、昭和十二年度末現在の貯金高は三十三万七千八百四十六円と、県下二百三十八組合のうち才五位の成績をものするようになったが、さらに昭和十八年「金井村農業会」、そして終戦後の昭和二十三年五月四日「東金井農業協同組合」と三転、今日も最古組合の誇りを持続している。

## 十回に及ぶ産組法の改正

### 産組運動の指標となる

産業組合法の才一回の改正は日露戦争の翌年、明治三十九年で、信用組合兼営を認めたのをはじめ、指導的役割りとして、明治四十二年の才二回改正で産業組合中央会を法人組織に、事業機関として連合会組織を認めると、これを待って各府県に相次いで連合会が設立され、大正年代に入ると、各府県連合会の上さらに全国的事業機関が生れた。産業組合中央金庫、全国購買組合連合会、大日本生糸販売組合連合会がそれであった。以

下年を遂って産業組合法が改正されて、組合の発達と、組合運動の重要な指標となった。

連合会、中央会を法的に認めた才二回改正は画期的な改正であって、日露戦争後、産業組合の発展をますます必要としたので、各府県の連合会設立を促すための連合会認容であった。また中央会は、明治三十八年二月に任意団体の大日本産業組合中央会を設立したが、法的な指導機関の手で強力な指導、育成を旨し、法を改正したものである。しかもこの中央会自身に産業組合事業の大部分を行うことを認めたことは、将来全国事業連合会を組織する素地を作るために、差当り、中央会に試験的にやらせる必要があったからである。

大正十年の才四回改正では事業機関として全国連合会の設立を認め、従来の生産組合を利用組合と改称した。しかし、信用事業に限って信用組合全国連合会の設立は認めなかった。このことは金融機関としては極めて近い将来に中央金庫のような組織をつくることを目論んでいたからで、やがて大正十二年四月六日に産業組合中央金庫法が制定され、大正十五年には利用組合の設備に対して員外利用を認める等、組合法の改正は産業組合発展の抛りどころとなって行った。

#### ⑤ 第一次改正（明治三十九年四月十八日）

- ① 信用組合の他事業兼営を認める
- ② 総会に代る総代会制度を認める
- ③ 組合員脱退の際における持分払戻方法に修正を加えた
- ④ 登記手続を簡便なものにした



◎第二次改正（明治四十二年四月八日）

① 信用組合に予約加入制度を認める

② 購買組合に購買品の加工をなすことを認める

③ 産業組合連合会の制度を認める

④ 産業組合中央会の法認

⑤ 登録税の軽減

◎第三次改正（大正六年七月三十日）

① 信用組合の事業拡張

② 市街地信用組合の制度を認める

③ 生産組合の事業拡張

④ 出資口数は原則として三十口以内とする

⑤ 農業倉庫業経営を認める

◎第四次改正（大正十年四月十二日）

① 産業組合の全国連合会を認める、但し信用組合連合会全国連合会  
は認めない

② 生産組合を利用組合と改称し、その事業を拡張する

③ 購買組合に自己生産を認める

◎第五次改正（大正十二年四月五日）

① 産業組合中央金庫法公布に伴い信用組合連合会との事業を定める

（註—大正十二年二月三日、産業組合中央会で産業組合中央金庫  
設立に関して建議、四月六日産業組合中央金庫法公布、翌十三年  
三月一日に金庫の業務を開始している）

◎第六次改正（大正十五年〓昭和元年〓四月六日）

① 利用組合に組合員外利用を認める

② 住宅利用地取得に伴う地方税の免除

⑧ 事業分量に対してなす配当金に出資払込前の現金配当を認める

◎第七次改正（昭和七年九月六日）

① 責任組織を保証及び無限責任の二種とする（連合会は保証責任た  
け）

② 法人は原則として組合員たり得ない、然し農事実行組合、養蚕実  
行組合及び特定の法人は加入出来ることにした

③ 組合は組合員より過怠金がとれる

④ 購買組合連合会は各種の組合又は連合会を以て組織出来る

◎第八次改正（昭和十一年五月二十六日）

① 蚕糸業組合法の改正に伴い条文整備

◎第九次改正（昭和十五年三月二十九日）

① 恩給金庫法改正に伴う改正

③ 法人税を課す

◎第十次改正（昭和十八年三月十日）

① 産業組合中央会に関する規定を削除する

## 政府の産組保護政策で 全国に産組網

政府の保護奨励と、農村が組合の組織を必要としたため、明治  
三十三年末の産業組合法実施の年から大正元年末まで、十三  
年の産業組合数は次のように、明治三十三年末、僅か二十一の  
組合に過ぎなかったものが、信用組合の他事業兼営が認められ  
た三十九年末には一躍、一、六七一組合に増加し、大正元年末  
には九、六八三組合となった。

産業組合数

年次	信用	販売	購買	生産	販 買	販 売	生 産	販 買	販 売	生 産	販 買	販 売	生 産	販 買	販 売	生 産	販 買	販 売	生 産	信、 販	計
明治三十三年末	二二	一	二	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
三十四年同	一九	三	三	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六三
三十五年同	三三	七	七	二	六	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五二
三十六年同	五九	六	二	一	六	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八七〇
三十七年同	七二	八〇	一〇	三〇	九〇	三六	二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三三三
三十八年同	九六	九	二七	六	一四	三	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、六七二
三十九年同	一、二九	二六	四九	四	二七	八	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、四七〇
四十年同	一、五四	一六	五九	五	三六	一〇	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三六三
四十一年同	一、七四	一五	七四	六	四九	一三	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三六三
四十二年同	一、九六	二〇	七五	三	四〇	一五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四、三九一
四十三年同	二、三六	二九	七九	六	五〇	一三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五、六九〇
四十四年同	二、五五	三五	七六	一四	五五	一五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七、三二一
大正元年末	二、六三	三〇	七三	一七	五〇	二六	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八、六六三

業種別では信用組合の二、六七三組合を最多として、信、購の一、九九五組合、信、販、購の一、九四八組合がこれに続き、信、販、購、生産の四種兼営組合の九三八、少いのは信、購、生組合の三八、購、生組合の四四、信、販、生組合の四五となつてゐる。

組合員数が一組合平均九十六人だから、大正二年十月末現在の組合数一〇、三五一では、組合員総数九十二万九千五百余人となる。一組合員の家族を五人として、約百五十四万七千八百余人が組合に関係することになり、当時のわが国の人口からは二百二十人につき、関係者一人の割合となる盛況であつた。



試験的な金融あっせんを中央会に行わせたと見るべきであった。

また中央会の購買、販売の仲介、あっせん事業は大正三年から開始し、大阪にも出張所を置いて、肥料、その他の物資の仲介をやった。その中で肥料の仲介量は非常に活発で、大正十二年には百六十三万円にも達した、これらの事業は当時の時流に投じたものと云えるが、大正十二年に設立された全国購買組合連合会は、この中央会が行った購買事業の実績をもらい、中央会を母体として生れたものである。

明治四十二年に行われた産業組合法の改正で連合会の設立を認めると、まず東京府信用購買販売組合連合会が最初に名乗りを上げたのに続いて、翌四十三年中に十三の連合会が設立された。

然し、これらの連合会も、産業組合の地域主義、同じ県内でも産業組合発達の濃度を異にしていたこと、あるいは、産業の発展にその当時の郡が重要な役割りを演じていた等の理由から、その多くが郡単位であったが、其後、郡制廃止、産業組合の普及、全体的相互活動が益々必要になって来たこと、特に大正九年の経済恐慌を機会に次々に郡区域の連合会が整理され、消滅してしまい、県単位の連合会組織に移って行った。このような情勢の中で、山形県信用組合連合会が発足したのは大正十三年三月であり、山形県購買組合連合会はさらに六年おくれて、昭和二年三月に設立された。

## 山形県信用組合連合会誕生

大正十一年（一九二二年）の秋は才二次恐慌の襲来であるが山形県信用組合連合会は才一次恐慌の翌、十年（一九二一年）三月十九日、荒れ狂う恐慌の中にもがき苦しむ県下農民の呻きの声の中に誕生したのである。

明治四十二年四月の産業組合法才二次改正で連合会の制度を認められてから十余年後の大正九年四月開催の山形県産業組合大会は全農民が経済恐慌に対処する強力な信用事業連合会設立を要望する「県信用組合連合会の早急設立促進決議」となり、出席した組合代表は直ちに江口勝之助氏（東置賜郡犬川村）をはじめとした発起人を選んで、設立計画を具体化した。顔ぶれは江口勝之助（犬川信購販生組合）、石岡興市（赤湯信購販組合）、金子要太（勸進代信購組合）、鈴木甚六（江俣信用組合）、荻野清太郎（高橋村信用組合）、国井門三郎（高松信用組合）、斎藤元修（松嶺信用組合）、藤塚長治（庭田信購販生組合）、佐藤多治郎（藤島信用組合）、樋口長吉（朝日信購販組合）、伊藤忠（柏倉信購組合）、遠藤甚兵衛（金井村信用組合）、武田健（高屋信用組合）、阿部与三郎（西五百川信用組合）、鈴木嘉藏（白岩信用組合）、大泉豊雄（月布信用組合）、大竹国治（和合信用組合）、高橋多田治（東宮行啓記念、袖崎村信購販生組合）、太田直右工門（大和信用組合）、奥山良平（狩川信用組合）、佐藤力蔵（西郷信購組合）、小池新太郎（米沢信用組合）、戸田虎雄（米沢織物信用組合）、長南芳吉（立谷沢信用組合）、金田久吉（蚕桑信用組合）、油井藤吉（上郷信購販生組合）、貝沼孝策（玉庭信購組合）、内藤栄吉（窪田信購販組合）、横山孫助（長井信購組合）、佐々木宇右工門（成田信用組合）

信連設立代表となつた  
江口勝之助氏



発起人代表の江口氏は明治四十一年に才十七代目の県会議長、大正四年三月大隈重信内閣の手で行つた総選挙に郡部選挙区から立候補し、最高点で代議士に当選している、戸田氏はその頃の米沢市会議長で、米沢信用組合を経営するかたわら両羽、

山形貯蓄銀行の重役、米沢商業銀行頭取をしていた。

県信連の実現は全農民が渴望のものであっただけに設立準備がトントン拍子に進み大正十年三月十九日に依田銆次郎県知事から設立認可をもらうとすぐ、保証責任「山形県信用組合連合会」が県庁の一角、農務課の片すみに誕生、同年四月十五日の才一回総会で最初の理事、監事を選び、戸田虎雄会長、遠藤甚兵衛（東村山郡金井村）専務理事が選ばれた。

○会長 戸田虎雄 ○専務理事 遠藤甚兵衛 ○理事 横山孫助（西置賜郡長井町）、内藤栄吉（南置賜郡窪田村）、江口勝之助（大川）、伊藤忠（柏倉門伝）、土田嘉右工門（大和） ○監事 齋藤元修（飽海郡松嶺町）、国井門三郎（高松）荻野清太郎（東村山郡高橋村）

なにして、県庁の片すみに間借りして発足したので、職員も県農務課産業組合係りの篠原吉次郎主事補が県庁の仕事と、連合会の仕事を同じ室の中で使い分けする、かけ持ち職員ただ一人であった。翌十一年一月になって県の同僚である栗原喜内氏が、県庁をやめて正式に信連の職員となって入って来るまで、篠原囑託の八面六ひの動きが遠藤専務を助けた、この篠原氏は



信連設立の立役者  
篠原吉次郎氏



信連第一号職員栗原  
喜内氏事務所に移して  
居をつた

職員才一号の名だけは栗原氏に譲るが、篠原氏は信連の設立準備、胎動期からの指導役で、十一年六月六日には県庁とかけ持ちのまま信連理事になり、次いで十四年九月には県を正式に退いて遠藤氏に代って専務理事となった。

大正十年から大正十五年まで、いわば信連発足当時の財務状況は

年度別	区分		組合数	出資口数	出資総額	払込済出資額	準備金諸積立金	貯金残
	所屬	口数						
大正一〇年	末	八五	三、四〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一一一年		九	三、五	三、七〇〇	三、七〇〇	九	三、七〇〇	三、七〇〇
一二二年		二二	四、九	八、八〇〇	八、八〇〇	二二	八、八〇〇	八、八〇〇
一三三年		二六	一、六〇九	三三、八〇〇	三三、八〇〇	二六	三三、八〇〇	三三、八〇〇
一四四年		二七	一、六九	三三、七〇〇	三三、七〇〇	二七	三三、七〇〇	三三、七〇〇
一五五年		二九	一、七四	三三、八〇〇	三三、八〇〇	二九	三三、八〇〇	三三、八〇〇

で、信連創立当時の県内の産業組合数は二一六（そのうち信用事業を行わない組合一九）で、県信連加入組合三〇、出資口数二七八口（一口出資二〇〇円）にすぎなかった。しかし同年度

末の所属組合数は八五に増加し、出資口数も三四〇口、出資総額六万八千円（内、払込済六八〇〇円）となった。さらに昭和四年から十八年々々の興農業会発足まで十五年間の県信存続中の貯金、貸出金残高は次のような数字を示した。

年次	貯金		貸出金	
	千円	円	千円	円
昭和四年	三三五	八二四	一九二	四一六
昭和五年	四八九	五六一	一、八〇一	一、八八八
昭和六年	五六四	九八八	一、六二五	一、七〇〇
昭和七年	八一三	一、一三四	一、九二九	一、〇七三
昭和八年	一、〇九五	一、七三九	一、八八六	一、五六二
昭和九年	一、七九一	一、二八三	一、五七四	一、七五一
昭和十年	九五五	一、二七九	二、〇六二	一、六八〇
昭和十一年	一、六五一	一、六七六	二、一七七	一、九一五
昭和十二年	一、七七五	二、一一四	三、一五六	二、四四二

昭和十三年	六月末	二、〇〇五	三、七五三
	十二月末	二、九三二	二、七三六
昭和十四年	六月末	二、九九六	三、九四二
	十二月末	六、五七一	二、三〇三
昭和十五年	六月末	六、三六八	三、八二一
	十二月末	一三、四八六	三、四九八
昭和十六年	六月末	一〇、五七五	三、九四九
	十二月末	二六、七一一	二、五二〇
昭和十七年	六月末	二四、六四〇	二、四九三
	十二月末	四四、〇七四	八一〇
昭和十八年	六月末	四四、八一三	一、一二二
	十二月末	七六、六〇六	五二一

加入組合数も昭和八年に二二二組合、十二年には二三八組合と、県下の全組合を信連の傘下におさめた。

その間の役員の変動としては初代会長戸田虎雄、専務理事遠藤甚兵衛氏の組合せが大正十四年九月には戸田会長、篠原吉次郎専務と変り、昭和九年、この二人が退職して、その後釜に理事会の意向は種々の難問題解決と、事業の性格上、絶対大物を選ぶという建前から東置賜郡屋代村の長谷川平五郎氏を会長に、東村山郡豊田村の柏倉九左門氏（当時、信弥氏）を専務理事ときめて、長谷川氏を説いたが、氏の承諾を得られず、会長欠員のまま柏倉専務理事が出現した。しかし、支那事変の拡大とともに柏倉専務も応召となったので、昭和十一年七月十七

日、県購販連会長高橋辰二氏の信連会長引っぱり出しに成功、高橋氏は県購販連会長兼務で信連会長となり、十二年五月、専



断平 任五 就川 長谷 信連 会長 長代 信連 氏

務理事に寒河江の小松政治氏をすえ、柏倉氏は常務理事に移り 応召のまま、信連との関係をつ づけた。

の県農業会が発足するまでくり返えされ、役員には山木武夫 (新堀)、渋谷勇夫(北平田)、高嶋清五郎(山形)、高橋広吉(元 米沢市長)、大沼政吉(米沢)、鈴木市三郎(山形市楯山)、今野 惣次郎(東根市東郷)らが就任した。

一方、職員には会の設立前から関係し、後で専務理事となつ た篠原吉次郎氏は別として、設立の翌年、大正十一年一月採用 の栗原喜内氏、大正十三年九月の柏倉信弥氏(後の九左工門 氏)、昭和二年五月になって横山賢恵氏が入った。五年八月には 寒河江正雄氏、八年には板垣庸一、若木秀雄氏、翌九年六月、 原田継雄氏とつづいた。

十一年七月になると村山周三郎氏(北支の戦線で戦死)、同年 十一月、赤湯出張所が開設されて、寒河江所長赴任と同時に伊 藤吉之助氏が同所勤務で採用された、十二年には長岡重司氏、 十三年十二月、須貝達之助(後の置賜病院事務長、死亡)、山口 純吉氏、十五年四月、加藤信一氏、十七年十二月に県購販連と 一しよになり、それに置賜病院経営のために利用事業を加えた 県信用、販売、購買、利用組合連合会が出来たが、それを前に

して、中金との連けいで全国的な組合金融の普及、宣伝活動を 大々的に開始した。これを「山形県組合金融統制団」と称した が、この仕事を担当するために十七年十月に佐藤亮氏が採用と なったなど、現在の県信連主要メンバーのほとんどがこの当時 続々、信連職員となった。

戸田虎雄氏は明治十一年(一八七八年)八月三十日に米沢市 花沢片町、小林朝之助氏の次男として出生、十四才で戸田虎之 助氏の養子となった。米沢中学校を卒業後機業家を志し、県立 工業学校専修科に入学して、そのかたわら、同市玉庭町干坂高 節について機業を見習い、明治三十二年から四十五年まで機業 を自営した。



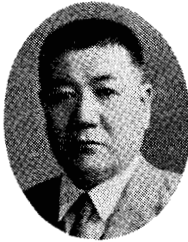
信連初代会長 戸田 虎 雄 氏

米沢市会議員として大正六年 六月十日には市会議長に選ばれ 大正十年六月まで四年間米沢市 政に活躍、昭和七年二月二十日 犬養政友会内閣が行った総選挙 に出馬、代議士に当選した。大

正二年十一月には米沢商栄銀行を創設、頭取となり、その後 大正七年一月二十日、米沢信用組合理事、同年日本絹襪(株) 取締役、同年両羽銀行監査役、同年八月山形電気取締役、同年 山形貯蓄銀行取締役、同十三年七月二十日両羽銀行取締役(昭 和二十年十月二十五日まで)、同十五年三月二十日米沢信用組合 長、昭和二年五月日本絹襪から分離した才二絹襪取締役、昭和 九年一月才二絹襪取締役社長(現在の東北襪糸)

と、イスについたが、氏の主な活動は金融方面におかれ、大正十年四月には東置賜郡犬川村の江口勝之助氏等が農村金融機関として設立させた山形県信用組合連合会の初代会長に推され、高橋辰二会長出現までの十余年間に苦勞しつづけ、昭和十四年六月、中風症で倒れるまで県南金融界の大御所として存在、昭和二十一年三月六日、六十九才で死去した。また、柏倉九左工門氏に次いで専務理事となった小松政治氏は明治十八年（一八八五年）八月八日寒河江市大字寒河江丙四一二に生れ、大正十一年九月、寒河江産業組合を設立したが、組合長理事として昭和七年八月に独立事務所を設けるまで、満十ヶ年も氏の自宅を組合事務所は無償提供した。

十二年五月には県信用組合連合会専務理事に就任、県購買連専務理事吉松正彦氏とともに昭和十八年十二月、農業団体統合



小松政治専務理事（産組の大先輩で優良組合長、昭和十四年九月二十五日の県議選に産組代表として無所属立候補したが敗れた。この写真は五十七才、信連専務理事時代のもの）

の県農業会発足まで再選され、重任した。その後昭和二十三年六月、寒河江才一農業協同組合が設立されると、初代組合長理事になり、翌二十四年四月、渡辺七兵衛氏に組合長を譲った後は組合顧問として引きつづき農協活動にたずさわったが、二十六年三月三十日、六十六才で死去した。

## 県信連、新事務所買収

県信連は大正十五年（昭和元年）五月に県庁の間借りから山形市香澄町木の実小路二九九の一（七日町新道と呼ばれている）の新事務所を買いとり移転した。農業界、一方の勢力、県農会は既に県庁の西南に鉄筋コンクリート三階建、当時としては堂々たる「県農業会館」を新築し、信連理事会でも建物探しにかかり、さがし当てたのが七日町新道の土地、建物であった。

この宅地面積三百六十三坪〇三、建物は木造二階建、百八十二坪五合二で、まことに格好の事務所向き、その昔、山形税務署であったこともあり、その後、県物産陳列場、音山病院と変って、信連が買いうけた当時は米沢市木挽町三九五九歌丸紀一郎氏が持主であった。買取価格は宅地二万円、建物六千六百六十三円八十五銭、しめて二万六千六百円で歌丸氏と売買取引が成立、十四年十一月二十五日の臨時総会で買取をきめ、翌大正十五年五月二十五日からこの新事務所に「山形県信用組合連合会」の大看板をかかげた。

この県信連事務所は山形県購買組合連合会（会長、青木源三郎氏）が昭和二年三月に設立されると、同会も此処に同居し、県信連、県購連の同族、二枚看板がお目見えしたが、十七年十二月になると、時局の要請と、かねての念願通りに両連合会が一つになって「山形県信用、販売、購買、利用組合連合会」が発足して、その新団体の事務所となった。間もなく山形市七日



町大字東前六一〇ノ三、旧県物産陳列館の建物に引越すまでの十八年間、県産組陣営の総元縮となった、その後、この建物は



県庁の間借り事務所から大正十五年五月山形市七日町新道の新事務所に移した  
(ここには県購買連も同居し二枚看板で県下全組合の本陣となつた)

## 昭和二年当時の産業組合

### の全貌

合連合会の手で買ひもどされ、現在(昭和三十五年)では県信連から森林関係団体に貸与して、事務所として使用されている。

明治三十三年(一九〇〇年)に産業組合法を実施してから大正、昭和を迎えて既に二十七年の星霜を経て、年毎に多くの産

昭和十八年十

二月に各種農業団体が統合して山形県農業会が強制発足するとともに、県農業会の財産となりさらに終戦後の二十三年に昔の持ち主、県信連の後継である県信用農業協同組

業組合が生れて行った。まず郡別にした数字を示すと、(いづれも昭和二年七月一日現在) 組合総数二九五、設置町村数一七一、未設置町村数五五で

郡	未設置町村数	設置町村数
南村山郡	七	一〇
東村山郡	一	二三
西村山郡	一	二〇
北村山郡	六	一八
最上郡	五	一四
南置賜郡	二	九
東置賜郡	三	一八
西置賜郡	二	一六
東田川郡	九	一九
西田川郡	五	一一
飽海郡	一四	一三
計	五五	一七一

りが早かった。地域的には村山地方が庄内地方よりも組合づく

明治三十年代に設立された古い組合は明治三十五年設立の金井村信用組合(東村山郡金井村志戸田)、同三十七年の西山村信用組合(西村山郡西山村海味)、岩根沢信用組合(西村山郡西山村網取)、大郷村信用購買組合(東村山郡大郷村見崎)の三組合、三十八年の三泉信用組合(西村山郡三泉村中河原)、越沢生糸販売組合(西田川郡福栄村越沢)の二組合、三十九年の松嶺

信用組合（飽海郡松嶺町本町）、大井沢村信用組合（西村山郡大井沢村）、本郷村信用組合（西村山郡本郷村大字堂屋敷）、月布信用組合（西村山郡本郷村月布）、高松信用販売組合（西村山郡高松村八畝）の五組合と、合計十一組合もかぞえられた。

三十年代に発足した組合には、右の十一組合のほか明治三十九年設立の新堀信用組合（東田川郡新堀村）があるが、七年後の四十三年に解散してしまつて、昭和三年三月二日に落野目信用組合（山木武夫組合長）として再出発しているので、昭和二年現在の「表」には存在していない。また産業組合法が出来た前の明治二十六年に発足し、全国的にも名を売つた小松才一信用組合は明治三十九年に合資会社に組織変へして、四十三年に姿を消し、同じ二十六年設立の糠野目信用組合も明治三十二年に消滅してしまつている。なお、産業組合法によつて設立した古い組合でこの「表」にのらないで解散したものは明治四十二年設立の東村山郡山寺信用組合、鈴川信用購買組合、四十四年設立の東村山郡山辺町、羽前利用販売組合、四十一年の東田川郡大泉村、大泉信用組合、又大正年代だけの組合には東村山郡明治村、中野目信用購買組合（大正二年六月九日設立認可）、東置賜郡小松町、萩野信用購買組合（大正元年十二月十六日同）、東置賜郡上郷村、竹井信用購買利用組合（大正三年九月三十日同）、同郡同村大字浅川、上郷信用販売購買利用組合（大正七年三月三十日同）、同郡同村大字長手、長手信用購買販売組合（大正八年九月九日同）の各組合が大正から昭和元年の改元を待たずに組合の歴史を閉じてしまつている。

組合形態を見ると、有限責任が大部分で、無限責任、保証責任は数組合にすぎない。出資一口金額の最高は県信連の二百円で、多くは十円から二、三十円止り、西置賜郡白鷹村の桂信用購買組合の五円が最少である。

事業年度もバラバラで、設立の古い組合は一月から十二月までの暦年度を採用したし、新しい組合の全部が、会計年度（四月と三月）を使用した。事業区域の理想とした一村一組合が県のある所で出来たのは昭和八年（一九三三年）以後のことと、それまでは一村に部落毎に数組合が乱立したものである。例えば東山郡金井村には村全域を区域とした金井村信用組合をはじめ、鮎洗部落を区域の鮎洗信用組合、江俣を区域とした江俣信、販、購、利用組合、吉野宿の吉野宿信用組合、内表の内表信用組合、陣場信用組合と、実に六組合が設立、経営されたものである。

この例は他の地域、町村にも見られたもので、監督官庁、指導機関の勸説、統合あつせんと、組合自体の経済的行づまりとともに、自然整理されて、解散するか、又は統合して新名称の一組合が発足する一方、組合未設置町村が次々に解消して、その後統々有力な新組合が設立されて行つた。

山形県 産業組合一覽(昭和二年七月一日現在)  
 ○印産業組合中央会員 ◎印産業組合中央会表彰組合 △印農業倉庫業經營組合 ×印山形支会表彰組合

名	称	事 務 所	在 地	区 域	設 立 許 可 年 月 日	出 資 一 口 金 額
○保証責任	山形県信用組合連合会	(主)香澄町木更小路二九九	山形県	大正一〇・三・一九	二〇〇円	
〃	山形県購買組合連合会	(従)東田川郡余目町大字余目字三人谷地	山形県	昭和二・三・一四	五〇円	
〃	山形銅鉄器信用購買組合	香澄町木更小路二九九ノ一	山形市	明治四五・七・二六	一〇〇円	
〃	山形漆器信用、販売、購買生産組合	銅町一六六	山形市	大正七・七・二三	一〇〇円	
〃	山形建築信用購買利用組合	香澄町字小鏡三一	山形市小白川鈴川村	九・二・一三	五〇円	
〃	山形市北部信用購買組合	旅籠町三一	山形市外八ヶ村	〃	一〇〇円	
〃	千歳信用購買組合	宮町三〇一	山形市及び東沢村大字小白川	〃	一〇〇円	
〃	山形市信用組合	旅籠町三〇一	〃	一・一・六・二・四	一〇〇円	
〃	〃	七日町四五〇	〃	一・五・六・一・四	三〇〇円	

○南村山郡

◎無限責任	柏倉信用購買利用組合	柏倉門伝村大字柏倉一〇	柏倉門伝村	明治四一・四・一七	二〇〇円
○無限責任	南郡社信用販売組合	上山町十日町八九七	南村山郡一円	〃	一〇〇円
○無限責任	葛蒲信用購買販売利用組合	東村大字葛蒲六六	東村	〃	一〇〇円
○無限責任	山形畜牛購買販売利用組合	東沢村大字小白川字北裏八三六	山形市、東村山郡	〃	一〇〇円
○無限責任	大門信用組合	東沢村大字大門	東沢村、滝山村	〃	五〇円
○無限責任	上山信用購買組合	東村大字大門八	東村大字大門	〃	一〇〇円
○無限責任	金瓶信用組合	上山町鶴野町四七四	上山町	大正元・一・二〇	一〇〇円
○有限責任	滝山信用購買利用組合	堀田村大字金瓶字原一七	堀田村大字金瓶	〃	二〇〇円
○有限責任	堀田信用販売購買利用組合	滝山村大字小立二〇	滝山村	〃	二〇〇円
○有限責任	飯塚信用購買組合	(主)堀田村大字半郷七	堀田村	〃	二〇〇円
△有限責任	村山農蚕販売購買利用組合	(従)同村大字上野三九	飯塚村	〃	二五〇円
○有限責任	本庄村信用購買販売組合	飯塚村一	郡一円	〃	三〇〇円
○有限責任	上山製乳販売購買組合	上山町十日町八九七	郡一円	〃	三〇〇円
○有限責任	南沼原村信用購買利用組合	本庄村大字三上三三	本庄村	〃	二〇〇円
〃	〃	中川村大字泉川字中河原四一一	郡一円	〃	二〇〇円
〃	〃	南沼原村大字沼木六三	南沼原村	〃	二〇〇円

(東沢村を除く)

○東村山郡

○無責	金井村信用組合	金井村大字志戸田三四六	金井村	明治三五・四・二	一〇〇円
○有責	大郷村信用購買組合	大郷村大字見崎一七	大郷村	三七・一・一〇	一〇〇円
×	明治村信用組合	明治村大字灰塚三八	明治村	四二・二・九	三〇〇円
○有責	高櫛村信用組合	高櫛村大字高櫛北二、二〇二	高櫛村	四二・三・一〇	二〇〇円
○無限責任	鈴川製紙業信用購買販売組合	鈴川村大字上山家三四	鈴川村	四二・四・九	一〇〇円
○無限責任	達摩寺信用組合	長崎町大字達摩寺六〇	達摩寺向新田	四三・三・三〇	一五〇円
○無限責任	上反田信用組合	大曾根村大字上反田二六	上反田	四三・七・九	一〇〇円
○無限責任	長町信用購買組合	千歳村大字長町四三七	長町	四三・八・八	一〇〇円
○無限責任	要害信用組合	相模村大字要害九三四	要害	四四・四・一五	一〇〇円
○無限責任	金沢信用組合	豊田村大字金沢一〇	金沢(字岩谷を除く)	四四・四・二一	二〇〇円
○無限責任	岩谷信用組合	豊田村大字金沢字岩谷一、一五二	岩谷	四四・五・一六	一〇〇円
○無限責任	鮭洗信用組合	金井村大字鮭洗一七四	鮭洗	四四・九・二一	三〇〇円
○無限責任	柳沢信用組合	豊田村大字柳沢一八三	柳沢	四四・一・二二	一〇〇円
○有限責任	成申信用購買組合	千歳村大字落合一、六九七	字沖ノ原	四五・一・一八	一〇〇円
○無限責任	大寺村信用組合	大寺村大字大寺五九三	大寺村	四五・五・九	一五〇円
○無限責任	畑谷信用購買組合	作谷沢大字畑谷三六	畑谷	四五・五・二八	三〇〇円
○無限責任	芳沢信用組合	大曾根村大字芳沢一	芳沢	四五・七・一〇	一〇〇円
○有責	七浦信用購買組合	出羽村大字七浦七	七浦千手堂	大正二・二・六	三〇〇円
○有責	江俣信用販売購買利用組合	金井村大字江俣四五	江俣	二・三・一〇	二〇〇円
○有責	大蔵信用購買組合	中村大字大蔵一一七	中村	二・三・二八	一〇〇円
○有責	上荒谷信用購買組合	山寺村大字山寺字上荒谷七、九二六	上荒谷荒谷原	二・五・二八	一〇〇円
○有責	藤内新田信用組合	寺津村大字藤内新田三一	藤内新田	三・五・一五	一〇〇円
○有責	山元信用組合	津山村大字山元一、七六一	山元	四・三・二九	一〇〇円
○有責	長岡信用購買組合	高櫛村大字長岡一六	長岡	五・八・一〇	一〇〇円
○有責	船町信用組合	大郷村大字船町一八三	船町中野	六・一〇・二九	一〇〇円
△	長崎利用販売組合	長崎町大字長崎一五七ノ二	長崎町、中村、大郷村、豊田村、柴橋村	八・二・一	五〇〇円



◎◎	月布信用組合	本郷村大字月布二二	月布外六大字	三九・四・二四	二〇円
△◎◎	有限責任 高松信用販売組合	高松村大字八畝字郷目七九七	高松村	三九・二・二〇	一〇円
◎	無限責任 金谷信用購買組合	柴橋村大字	大字柴橋	四一・三・二六	一〇円
◎	柴橋信用組合	柴橋村大字	柴橋字台下外七字	四一・九・一七	一〇円
◎	松川信用組合	柴橋村大字松川二七	大字松川	四一・九・一七	一〇円
◎	有限責任 大谷村信用組合	大谷村大字	大谷村	四一・九・一七	二〇円
◎	無責任 高屋信用組合	寒河江町大字高屋二〇〇	大字高屋	四一・九・一七	一〇円
◎	溝延村信用組合	寒河江町大字	溝延村	四一・九・二四	一〇円
◎	東宮行啓記念橋上信用組合	本郷村大字橋上三六三	大字橋上外二大字	四一・九・二五	二〇円
◎	有責任 西五百川信用購買組合	西五百川村大字常盤ろ一三三	西五百川村	四一・九・二五	一五円
◎	保証責任 和合信用組合	東五百川村大字和合三七	大字和合	四二・四・二	一〇円
◎	無限責任 平塩信用組合	柴橋村大字平塩一	大字平塩	四三・二〇・二七	一〇円
◎	中郷信用組合	柴橋村大字中郷九七八	大字中郷	元・八・七	一〇円
◎	東部信用組合	本郷村大字本郷丙六〇	大字本郷甲外三大字	元・〇・四	一〇円
◎	保証責任 小見信用組合	左沢町大字小見二〇三	大字小見	三・四・五	五〇円
◎	有限責任 下芦沢信用購買組合	東五百川村大字下芦沢二八六	大字下芦沢	三・六・五	一〇円
◎	無限責任 本橋信用購買利用組合	寒河江町大字	字本橋	五・一・一	一〇円
◎	白岩信用組合	白岩町大字同一四一	白岩町	七・三・二八	二〇円
◎	有限責任 本導寺信用組合	本導寺村大字	本導寺村	七・八・二八	二〇円
△◎	谷地購買販売組合	谷地町二ノ二、三、五	谷地町	七・二・二四	五〇円
△	保証責任 西村山郡木工品生購販組合	寒河江町大字	西村山郡	八・三・八	五〇円
○	無限責任 小山信用販売購買組合	川土居村大字入間字小山一、六三八	字小山	八・四・一七	一〇円
○	有限責任 前田沢信用購買組合	東五百川村大字宮宿一八七	大字宮宿	九・一・一六	二〇円
○	寒河江信用購買利用組合	寒河江町大字	大字寒河江	九・一・一八	二〇円
○	谷地信用組合	谷地町甲二八	谷地町	一・四・四	三〇円
○	北谷地信用販購利用組合	北谷地村大字吉田字馬場三七二ノ一	北谷地村	一・四・七	一〇円
○	醍醐信用組合	醍醐村大字日和田五六四ノ乙	醍醐村	一・三・二・二	二〇円

無限責任	日田信用組合	西根村大字日田二〇六	大字日田外二小字	〃	一・三・二・二・五	一〇円
〃	有限責任 西里村信用組合	西里村五九七	西里村	〃	一・四・四・七	二〇円
△保証責任	寒河江草履表販売組合	寒河江町大字乙一六八ノ一	寒河江町	〃	一・五・一・六	一〇円
△〃	△保証責任 谷地農蚕信用販売購買利用組合	谷地町甲一、四三三	谷地町外一町三ヶ村	〃	一・五・四・一	三〇円
△〃	△〃 有責 左沢販売購買利用組合	左沢町大字ノ八八七ノ一	西村山郡 西村山郡	〃	一・五・四・二	三〇円
△〃	△〃 五百川信用販売購買利用組合	東五百川村大字宮宿一、一八二ノ五	郡、外一ヶ村	〃	一・五・四・二	二五円
△〃	△〃 寒河江販売組合	寒河江町大字ノ字幸田三二四	寒河江町外一町三ヶ村	〃	一・五・四・二	五〇円
△〃	無限責任 溝延村利用組合	溝延村大字ノ七九七	溝延村	〃	一・五・五・四	一〇円
△〃	保証責任 大井沢村利用組合	大井沢村八五六	大井沢村	〃	一・五・九・四	一〇円

○北村山郡

〃	無限責任 大富村信用購買組合	大富村大字羽入七五一	大富村	〃	明治四一・二・二・九	一〇円
〃	無限責任 田麦野信用組合	田麦野村四五四	田麦野村	〃	四一・二・二・一	一〇円
〃	〃 東宮行啓記念 玉野村信用購買販売生産組合	玉野村大字鶴巻田三九四	玉野村	〃	四二・三・一六	一〇円
〃	〃 小田島信用組合	小田島村大字郡山四一一	小田島村	〃	四二・六・三〇	一〇円
〃	〃 稲下信用購買組合	戸沢村大字稲下一二五	戸沢村大字稲下	〃	四三・七・二一	二五円
〃	〃 改元記念尾花沢信用購買組合	尾花沢町大字ノ二、四七六	尾花沢町	〃	大正 元・〇・一・五	二〇円
〃	〃 大久保信用購買組合	大久保村甲二	大久保村	〃	二・七・二八	五円
〃	〃 長壽村信用購買組合	長壽村大字ノ一、一〇六	大字長壽	〃	三・五・一九	三〇円
△〃	△〃 桶岡信用購買組合	桶岡町大字ノ一、三、四一	桶岡町外八ヶ町村	〃	六・二・二・一	五〇円
△〃	△〃 共北尾花沢販売組合	尾花沢町大字ノ二、四六〇	尾花沢町外七ヶ町村	〃	七・一・〇・二	二〇円
〃	〃 次年子信用購買販売組合	龜井田村大字次年子一、二二一	大字次年子	〃	八・七・二	一〇円
〃	〃 鶴子信用購買販売組合	常盤村大字鶴子七八〇	大字鶴子	〃	九・八・七	二〇円
〃	〃 山口村信用購買組合	山口村大字川原子二、九八五	山口村	〃	九・九・八	二〇円
〃	〃 富本信用購買組合	富本村大字湯ノ沢一、一六	富本村	〃	一〇・七・一四	二〇円
〃	〃 豊田利用組合	龜井田村大字豊田五九三	大字豊田	〃	一五・五・一九	二〇円
〃	〃 改良農具利用組合	福原村大字野黒沢二一三	大字野黒沢	〃	一五・五・一九	二〇円





○保証責任最上物産販売購買利用組合

新庄町十日町二五〇

最上郡

二・五・九

二〇円

○米沢市

×○有責米沢信用組合

○山上市信用購買組合

○米沢織物信用組合

○米沢建築信用購買組合

○米沢販売購買利用組合

○米沢養蚕信用購買販売組合

○米沢養兔信用購買販売組合

○米沢織物製造信用販売購買組合

○米沢市場利用販売組合

○金池信用組合

○米沢市場利用販売組合

○保証責任米沢織物製造信用販売購買組合

○有限責任信用組合置賜社

元細工町三、三二八

山上市通町二、四九一

米沢市大町九八六

大町九一一

住ノ江町一、八六二

門東町下ノ丁三、〇二五

館山横町六、五〇七

館山一、〇九五

館山三十軒町六、三七九

木挽町三、九四六

門東町下ノ丁三、〇二五

門東町下ノ丁二、九九一

南町五六四

米沢市外十ヶ村

山上市通町外二大字

一市二郡

米沢市

米沢市、南置賜郡

米沢市

米沢市

米沢市

館山外六大字

米沢市及び広幡村、三沢村

米沢市

米沢市

米沢市外三ヶ村

明治四一・二二・二六

四五・一・一六

大正六・七・二三

八・一・四

一一・五・一一

一二・一・二三

一一・五・四・二六

一一・五・四・二四

一一・五・四・二六

一一・五・五・二九

一一・五・七・一九

一一・五・七・二〇

一一・五・二・二九

○南置賜郡

×○有責玉庭信用購買組合

○万世村信用販売購買組合

○南原信用購買組合

○関信用購買組合

○成島信用組合

○六郷信用購買利用組合

○窪田信用販売利用組合

○小野川信用組合

○山上市信用組合

玉庭村大字々四、九八二

万世村大字梓山六三八

南原村大字猪苗代町二、九一〇

南原村大字立石九六五

広幡村大字成島二、三二〇

六郷村大字一漆一二七

窪田村大字々五九五

三沢村大字小野川二、四三六

山上市村大字関根一四、一一〇

玉庭村

万世村

南原村の内、七大字

大字関外二大字

大字成島

六郷村

窪田村

小字小野川

山上市村

明治四一・八・八

四一・八・二六

四三・一・一五

大正三・二・一五

六・一・〇・一五

六・二・二・二二

七・三・二・二八

一二・七・一・一七

一五・三・一・一〇

二〇円

二〇円

二〇円

二〇円

二〇円

二〇円

二〇円

二〇円

一〇円

二〇円

五〇円

一〇円

五〇円

一〇円

五〇円

一〇円

五〇円

一〇円

五〇円

一〇円

○東置賜郡

〃	堂森信用購買組合	万世村大字堂森五七三	大字相森	〃	一五・四・二六	一〇円
〃	南原農蚕信用販売購買利用組合	南原村大字笹野四、五三九	南原村外一大字	〃	一五・七・二三	一〇円
〃	上長井村信用購買組合	上長井村大字古志田二、四七四	上長井村	昭和	二・三・一〇	一〇円

○	有限責任	相森信用購買販売利用組合	屋代村大字相森二一四	大字相森	明治	四一・九・二八	一〇円
○	〃	時沢信用購買生産販売組合	屋代村大字時沢五四五	大字時沢	〃	四一・九・二八	一五円
△	〃	大塚信用購買利用組合	大塚村大字〃二、一六五	大塚村	〃	四一・二・一四	二〇円
△	〃	大川信用購買販売利用組合	大川村大字小松八九三	大川村外二大字	〃	四二・二・一〇	二〇円
△	〃	金沢信用購買利用販売組合	赤湯町大字〃甲四一六	大字赤湯の内元金沢	〃	四三・一・二四	五円
○	〃	金山信用購買組合	金山村二、一三六	金山村	〃	四三・一・二五	二〇円
○	〃	佐沢信用購買組合	和田村大字佐沢九九五	大字佐沢	〃	四三・二・二	一〇円
○	〃	和田信用購買販売利用組合	和田村大字下和田三七三	和田村	〃	四三・四・二五	一〇円
○	〃	梨郷信用購買組合	梨郷村大字竹原四七	梨郷村	〃	四三・八・二六	一〇円
○	〃	内原信用購買組合	宮内町一、三八一	字内原	〃	四四・三・二三	一〇円
○	〃	居残沢共進信用購買組合	吉野村大字小滝	字居残沢	〃	四四・三・二五	一〇円
○	〃	赤湯信用購買販売組合	赤湯町大字〃四三三	赤湯町	〃	四四・四・一	二〇円
○	〃	宮内信用購買組合	宮内町三、四二九	宮内町	〃	四四・四・一	二〇円
○	〃	尾長島信用購買組合	吉島村大字尾長島四八七	大字尾長島	〃	四五・二・二三	一〇円
○	〃	関根信用購買組合	沖郷村大字関根三八四	大字関根	大正	三・五・一五	二〇円
○	〃	入生田信用購買組合	龜岡村大字入生田五〇二	大字入生田	〃	四・三・二九	一〇円
○	〃	大石信用購買販売組合	伊佐沢村大字上伊佐沢五、二二九	大字上伊佐沢大石区	〃	六・六・五	一〇円
○	〃	赤湯葡萄購買販売組合	赤湯町大字〃九八八	赤湯町	〃	七・二・二三	三〇円
△	〃	鍋田信用購買組合	沖郷村大字鍋田一八五	大字鍋田	〃	九・六・二二	三〇円
△	〃	置賜農蚕信用販売購買利用組合	沖郷村大字郡山一、〇五三	東置賜郡	〃	一〇・五・一〇	二〇円
△	〃	高島信用販売購買利用組合	高島町大字〃五六二	東置賜郡	〃	一一・二・一〇	一〇円
△	〃	屋代信用購買販売利用組合	屋代村大字竹森字川向四四	屋代村	〃	一一・四・二二	三〇円

○西置賜郡

△	中川信用購買利用組合	中川村大字元中山一四六	中川村	〃	一・二・八・九	三〇円
△	中郡村信用購買販売利用組合	中郡村大字堀金二、四三九	中郡村	〃	一・二・一・二・六	二〇円
△	吉島信用購買利用組合	吉島村大字洲島一〇二	吉島村	〃	一・三・九・一・七	二〇円
△	宮内信用利用組合	宮内町一、〇〇四ノ一	宮内町漆山村	〃	一・五・一・二・五	五〇円
△	糠野目信用販売購買利用組合	糠野目村大字福沢四一八	糠野目村	〃	一・五・三・一・〇	一〇円
△	亀岡信用販売購買利用組合	亀岡村大字々々三、九三七	亀岡村	〃	一・五・五・八	二〇円

○	保証責任	成田信用組合	長井村大字成田一、六〇三	長井村	明治四二・二・二・一	二〇円
○	有限責任	桂信用購買組合	白鷹村大字中山一、八六六	大字中山	〃 四三・六・九	五円
○	〃	勸進代信用購買組合	西根村大字勸進代一、六六〇	大字勸進代	〃 四四・三・二・六	二〇円
○	〃	滝野信用購買組合	白鷹村大字滝野一、〇七四	大字滝野	〃 四四・四・一	一〇円
○	〃	朝日信用購買販売組合	鮎貝村大字深山二、〇五八	鮎貝村	〃 四四・四・二・四	一〇円
○	無責	草岡信用購買組合	西根村大字草岡一、四三四	大字草岡	〃 四五・三・二・八	二〇円
○	有限責任	白鷹信用組合	白鷹村大字萩野二、二四六	大字萩野	〃 大正 二・二・二・九	一〇円
△	〃	長井信用販売購買組合	長井町大字宮一、一九六	長井町	〃 六・一・〇・三〇	五〇円
△	〃	豊田信用販売購買利用組合	豊田村大字時庭一、〇三五	豊田村外二ヶ村	〃 六・一・一・一	五〇円
○	〃	東根信用購買組合	東根村大字浅立一、八三三	東根村	〃 七・六・二・四	一五円
○	〃	荒砥信用購買販売組合	荒砥町大字石那田一、〇四四	荒砥町	〃 八・一・九	二〇円
○	〃	蚕桑信用組合	蚕桑村大字横田尻六、七〇六	蚕桑村	〃 八・四・四	二〇円
○	〃	豊川信用購買組合	豊川村大字手の子一、四七五	豊川村	〃 九・一・九	一〇円
△	〃	豊原信用購買組合	豊原村大字秋生一三五〇	豊原村	〃 一・〇・一・六	二〇円
△	〃	川原沢信用購買組合	西根村大字川原沢五五〇	大字川原沢	〃 一・〇・一・二・四	三〇円
○	〃	津川信用販売組合	津川村大字白子沢四四三	津川村	〃 一・三・一・一	一〇円
○	〃	山口信用販売購買利用組合	蚕桑村大字山口二、九五七	大字山口	〃 一・三・一・二・二	一〇円
○	〃	北小国村信用販売購買利用組合	北小国村大字舟渡二九八	北小国村	〃 一・三・二・一・〇	一〇円
〃	〃	高玉信用販売購買利用組合	蚕桑村大字高玉六九七	大字高玉	〃 一・四・一・九	一〇円

△	△	△	△	○	○	○	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
生糸販売利用組合	西根信用販売購買利用組合	長井巖市場信用販売購買利用組合	荒砥農蚕販売購買利用組合	十王信用販売購買利用組合	鮎貝村信用組合	南小国信用購買販売組合	平野信用販売購買利用組合
長井村大字成田二、〇〇七	西根村大字川原沢二二八	長井町大字宮三七〇	荒砥町大字馬場七三七	十王村二、五五八	鮎貝村大字二、三八四	南小国村大字玉川三一	平野村大字九野本三、一五〇
長井外九ヶ町村	西根村	西置賜郡外四ヶ村 除く	西置賜郡但し四村を	十王村	鮎貝村	南小国村	平野村
昭和	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・六・一七	一五・五・二四	一五・五・四	一五・三・二六	一四・九・二二	一四・九・二二	一四・八・一七	一四・七・一七
五〇円	二〇円	五〇円	五〇円	一〇円	五〇円	一〇円	一〇円

○鶴岡市

○	△	○	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限責任	庄内販売購買利用組合	羽前輸出織物信用組合	庄内産米販売組合	鶴岡信用利用組合	鶴岡信用利用組合	鶴岡庶民信用組合	西田川郡廢物購買販売利用組合
鳥居町七一	大字大宝寺字嘉口田三一	五日町一〇	下看町三四	馬場町二	三日町一〇一		
鶴岡市念珠ヶ関村	東、西田川郡 鶴岡市	鶴岡市	鶴岡市、飽海郡東、 西田川郡	鶴岡市	鶴岡市、齋村		
大正	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八・一・二三	一〇・六・二三	一・三・六	一四・九・二五	一五・二・一一	一五・二・一一		
一〇円	五〇円	一〇〇円	三〇円	二〇円	三〇円		

○東田川郡

○	○	○	○	○	○	○	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有責	藤島信用購買組合	三ヶ沢信用購買組合	横山信用購買組合	大和信用購買組合	常万信用組合	榑引販売組合	狩川信用組合
藤島町大字	狩川村大字三ヶ沢字白山口五一	横山村大字	大和村大字小出新田字苧畑割四四	常万村大字	東村大字中野新田字大東四四	狩川村大字	廣瀬村大字後田字下田元二一七
藤島町	大字三ヶ沢	横山村	大和村	常万村	東村外四ヶ村	大字狩川大字添津	廣瀬村
明治四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・二・四	四・二・六	四・四・八	四・五・三	四・五・五	四・五・七	大正	三・一・二八
二〇円	五〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	九・一・一六	二〇円

立谷沢信用購買組合

立谷沢村大字肝煎字家の前一〇

立谷沢村

八・二・二三

二〇円

○西田川郡

〇	長沼信用購買組合	長沼村字宮前七	〇	長沼村	〇	八・三・二	一〇〇円
〇	藤中信用購買組合	藤島町大字藤島字村東一〇	〇	大字藤島	〇	八・七・二四	一〇〇円
〇	八栄里信用組合	八栄里村大字吉岡字下南一八	〇	八栄里村	〇	〇・九・八	三〇〇円
〇	東栄信用購買組合	東栄村大字関根字堰合八一	〇	東栄村	〇	一・一・〇・二一	二〇〇円
〇	十六合信用購買組合	十六合村大字前田野目字前割三七	〇	十六合村	〇	一・二・二・四	二〇〇円
〇	清川信用購買組合	清川村字花崎二	〇	清川村	〇	一・二・三・三	二〇〇円
〇	斎村信用販売購買組合	斎村大字斎藤川原字間々下一五	〇	斎村	〇	一・三・九・二	二〇〇円
〇	黒川信用購買組合	黒川村大字同字楢二三	〇	黒川村	〇	一・三・一・三	二〇〇円
〇	泉信用購買組合	泉村大字野荒町字北田二一	〇	泉村	〇	一・四・一・三	二〇〇円
〇	広野信用購買組合	広野村大字広野新田字茂平屋敷四五	〇	広野村	〇	一・五・一・五	二〇〇円
〇	東越信用組合	東村大字越中山字西田五七	〇	大字越中山	〇	一・五・二・五	三〇〇円
〇	保証責任		〇		〇		

〇	越沢生糸販売組合	福栄村大字越沢乙一	〇	福栄村外一市四ヶ村	〇	明治三八・二・二八	四〇〇円
〇	小岩川信用購買利用組合	念珠関村大字小岩川一四三	〇	大字小岩川	〇	〇・四・一・二・五	二五〇円
〇	西郷信用購買販売組合	西郷村大字茨新田丁一八六	〇	西郷村	〇	大正六・一〇・八	一〇〇円
〇	藤沢信用購買販売組合	湯田川村大字田川湯甲三一	〇	湯田川村	〇	〇・八・三・二	二〇〇円
〇	大山信用購買組合	大山町大字大山に七二	〇	大山町	〇	一・一・一・二七	三〇〇円
〇	袖浦信用購買販売組合	袖浦村大字浜中甲一五七	〇	袖浦村	〇	一・二・六・二九	三〇〇円
〇	栄信用販売購買利用組合	栄村大字播磨成二番	〇	栄村	〇	一・四・一・八	二〇〇円
〇	山戸信用販売購買利用組合	山戸村大字山五十川甲四八〇	〇	山戸村	〇	一・五・七・五	二〇〇円
〇	寺田農具利用組合	大泉村大字寺田乙一三八	〇	大字寺田	〇	一・五・七・三〇	二〇〇円
〇	湯田川牛乳販売購買組合	湯田川村大字藤沢丙七八	〇	湯田川村外一市三ヶ	〇	〇・一・一・〇	三〇〇円
〇	大岩川信用購買利用組合	念珠ヶ関村大字大岩川乙六八六	〇	町村	〇	二・二・四	二〇〇円
〇	大岩川牛乳販売購買組合	念珠ヶ関村大字大岩川乙七五〇	〇	大字大岩川	〇	二・二・四	三〇〇円
〇	湯野浜牛乳販売購買組合	加茂町大字湯野浜三一	〇	念珠ヶ関村外四ヶ村	〇	二・三・四	三〇〇円
〇	小菅野代信用販売購買利用組合	温海村大字小菅野代一四五	〇	加茂町外十ヶ町村	〇	二・三・七	三〇〇円
〇	保証責任		〇		〇		
〇	有限責任		〇		〇		

○飽海郡

△○ 有限責任	松嶺信用組合	松嶺町字本町一	松嶺町外五ヶ村	明治三九・二・二〇	二〇円
○	遊佐信用組合	遊佐村大字遊佐町字京田三六	遊佐町	四一・五・二九	一五円
△○	本橋村信用購買販売利用組合	本橋村大字×字新田目一二八	本橋村外一大字	四三・三・三	二〇円
○	無限責任	鵜渡川原村信用組合	鵜渡川原村	四四・四・四	一〇円
○	有限責任	西荒瀬村信用購買組合	荒瀬村	大正二・七・二八	一〇円
○	有限責任	升田信用購買販売組合	日向村	六・三・三〇	二〇円
×○	中平田村信用購買販売組合	日向村大字升田字野向一五	日向村	六・二・二七	一〇円
○	田沢購買組合	中平田村大字中野新田一三	中平田村	七・四・二二	五円
○	東平田信用購買組合	田沢村大字同字上ノ山一四二	田沢村	七・八・二七	二〇円
○	稲川信用購買組合	東平田村大字生石字奥山一六五	東平田村	八・二・二一	三〇円
○	高瀬信用購買組合	稲川村大字庄泉字開元九一	稲川村	八・二・二〇	一〇円
○	大沢信用購買販売組合	高瀬村大字北目字横道一	高瀬村	一・二・九・一九	二〇円
○	酒田信用組合	大沢村大字北青沢字小屋淵二九	大沢村	一・五・九・一六	二〇円
○	西平田村信用販売購買利用組合	酒田町本町二ノ九	酒田町外三ヶ村	一・五・一〇・一一	二〇円
○	荘内耕作販売購買利用組合	西平田村大字大町字フケ一七	西平田村	昭和一・二・二八	一円
○	北平田村信用組合	酒田町筑後町五	飽海郡	二・一・二〇	二〇円
○		北平田村大字漆管根字四合田四八	北平田村		

# 全国団体相次いで誕生

## 大正十二年設立の産業組合中央金庫

産業組合中央金庫（後に農林中央金庫と改称）の設立認可は大正十二年（一九二三年）十月三十日であるが、話しはさらに十八年前にさかのぼる。

明治三十九年に東京で開催された才二回産業組合役員協議会即ち全国産業組合大会で、当時の産業組合中央会副会頭加納久

宜子爵は産業組合金融の全国的な中枢機関の必要を力説し、中金設立を期するとの大会決議を行った。その後中金設立要望は明治四十二年から連続、産組大会で決議し、大正七年五月には平田中央会会頭は「産業組合中央銀行設立」に関する意見書と具体案とを農商、大蔵両大臣に上申したが、政府を動かすまでには至らなかった。

然し大正十年の産業組合法才四次改正で全国連合会組織を認めながら、信用事業だけは全国機関の設立を許さず、勸、農商

銀行合併に伴った金融制度の整備案としても、産業組合法とは

別個に中央金庫を設立する意向がはっきりして来たので、大正十二年の才四十六議會には各政党から農村振興に関する建議案が出され、政友会から中央金庫法案を衆議院に提出した。

この法案は同年二月二十日に上程され、政友会総務横田千之助氏が提案理由を説明し、修正の上、貴、衆両院を通過、四月六日に「産業組合中央金庫法」が制定されたのであった。

資本金は設立当初、三千万円で、その半額、一千五百万円が政府出資、残半額を産業組合、同連合会が出資して、大正十三年三月一日から業務を開始、初代理事長には岡本英太郎氏が就任した。さらに昭和十八年三月には森林組合、同連合会、水産団体、市街地信用組合等も加え、資本金を五千万円に増加し、名称を「農林中央金庫」と改めたのである。

金庫がその存在を知られたのは昭和二年からの金融恐慌の際の活動であって、渡辺銀行の破たんに端を発した金融動乱が台湾銀行問題で再燃し、全国各地に銀行休業が続出、金庫に預金していた産業組合は非常な不安状態に陥り、金庫に対して預金を払戻し、新規貸出しの要求が殺到したが、金庫は充分な資金準備をして、所屬組合を救援した。

昭和三、四年以後のいわゆる昭和農業恐慌はさらに当時世界各国を風びした不景気に加えて金輸出解禁によって物価は低落し、農家の収入は激減する一方で、その窮乏は実に深刻を極めた、産業組合も次のように貯金は減少し、貸付は固定し、回収不能となって資金は枯渇し、貯金の支払いにすら支障を来たし

てしまった。

#### 全国産業組合資金状況(単位:百万円)

	貯金	貸付金	借入金
昭和四年末	一、〇九二	九〇五	二〇四
同 五年末	一、〇八四	九八八	二四四
同 六年末	一、〇六三	一、〇一五	二六三
同 七年末	一、〇四三	一、〇〇五	二八二

政府はこれに対して米穀応急対策兼低利資金、養蚕応急資金等多額の低利資金の融通を決定したが、中金はこれら政府資金の融通を取扱うとともに自己資金の低利融通につとめたので、中金の貸出状況は昭和四年度の九千六百三十六万円が七年度には二億九千二百四十三万七千円に飛躍した。

このように中金最初の十年間は専ら農業恐慌克服のため、政府指導の農村経済更正運動に呼应し、貸出しに主力を注いだ。昭和八年からの産業組合五ヶ年拡充計画実施で、それまで減少の一途にあった産組の貯金も増勢に転じ、固定貸付金の回収、借入金の返済が行われ、販売、購買の取扱い高も躍進的發展を見るようになった。

昭和十二年九月、臨時資金調整法が実施されるとすぐ「産業組合金融統制団」を組織し、その後、昭和十五年九月に日本銀行を中心とした「全国金融協議会」が生れると、中金は組合金融機関を代表してこの協議会に参加し、十六年三月「組合金融協会」を設立、それまでの「産業組合金融統制団」の全事業はこの協会に引継がれることになり、統制団は十六年五月二十四

日に解散したのであった。

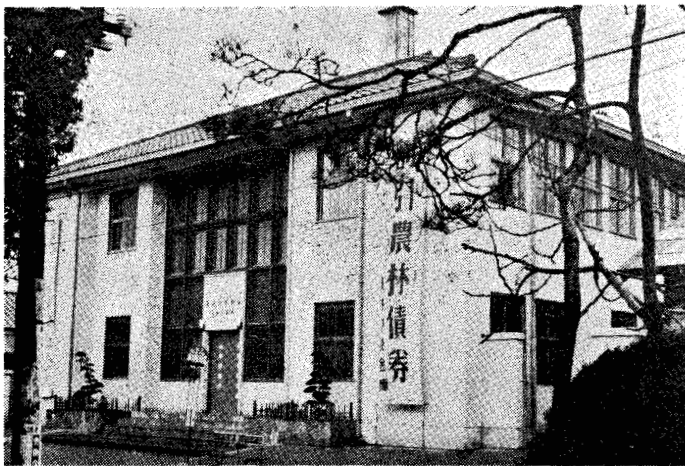
その後一ヶ年、昭和十七年四月、政府は「財政金融基本方策要綱」によって「金融統制団体令」を公布し、十七年五月、信用組合と道府県信連とで「道府県組合金融統制団」を、さらにこの統制団と中金とで「組合金融統制会」の設立を命じたのであるが、この「組合金融統制会」はそれまでの「組合金融協会」に代って強力な法的基础の上に立って組合金融の指導統制に当たった。

このように中金は準戦時体制から戦時体制、決戦体制にわたって、いつも一貫した組合金融独自の自律的統制を続けた。中金の理事長は岡本氏に次いで八条隆正(昭和三・一二・二〇就任)有馬頼寧(昭八・四・二一同)、石黒忠篤(昭一二・六・七同)、荷見安(昭一五・八・一三同)、湯河元威(昭二二・一一・五同)、楠見義男(昭三二・八・一五同)の六氏、また山形県信連から中金評議員として戸田虎雄(大正十五年十二月)昭和七年十二月)、高橋辰二(昭和十六年)の両県信連会長が就任、二十九年九月には県信用農業協同組合連合会会長山木武夫氏が理事に就任している。また山形県森林組合連合会専務理事飯鉢庄藏氏も昭和二十五年十二月に評議員となった。

### 終戦後に農林中金山形出張所設置

山形県に農林中央金庫山形出張所が設けられたのは太平洋戦争が終った昭和二十年十月一日で、高橋英一郎氏が出張所長となつて、当時の県農業会館(山形市七日町大字東前六一〇ノ三)

の正面玄関右にあつた総務室の一部に間借りして店開きしたのであるが、昭和十年十一月四日に仙台支所が開設され県内の業務は県信用組合連合会内に代理所をおいて、信連職員が中金の仕事をやつて、二十年の山形出張所開設となつたのである。二十一年九月十三日の県農業会館の火災で、一時、事務室を山形



農林中央金庫山形事務所

市商工会議所に移し、農業会館復興とともに、事務室を会館の南端に移し、才二代目所長磯部改三氏は山形出張所長の辞令をもらっただけで、着任せずに福島に転じてしまひ才三代の下条勇氏が所長となった。二十四年三月には旧山形貯蓄銀行の二



階に移転、二十五年六月、宮嶋八弥、二十六年八月、小池成郎の才四、才五代所長時代となった。才六代所長大藪数馬氏の時、昭和二十八年六月一日付で、山形出張所から山形支所に昇格したのを機会に長い間借り生活をやめて、山形市緑町一ノ三ノ三（新築西通り）に支所を新築して、同年十二月十九日から新事務所ではじめた。

大藪支所長が退職後、三十二年七月、才七代、渡辺善次郎所長が着任したが、一年後の三十三年七月二十八日には山形支所は中金の機構縮小に会って山形事務所に名称変えし、仕事も貸付けと農林債券の取扱いだけに止め、団体預金と為替業務はそれ以来県信連の代理業務となった。山形出張所時代、政府は占領軍総司令部の指示に従って、農林中金を解散する県農業会の清算人に指定したので、昭和二十三年八月以来下条、宮嶋、小池の三所長は県農資産処理委員とともにぼう大、複雑な県農資産を処理、新しく生れた農業協同組合に無事引継ぐことが出来た。

## 雑誌「家の光」の創刊

「こうこうたる非難攻撃あがる

雑誌「家の光」は昭和三十四年に創刊三十五年を迎えて、待望の一五〇万部普及を実現した。戦前のしにせ出版社から戦後の凡百の雑誌社まで何百という月刊誌がある中で、一〇〇万部

からのぼう大な発行部数を持っているのは、例の「平凡」とこの「家の光」ぐらいである。「家の光」は産業組合中央会が農村向けの家庭雑誌を目標に、産業組合法発布二十五周年記念事業の一つに、才二代目会頭志村源太郎氏と千石興太郎氏（後年



千石興太郎氏（大正十二年、氏の五才の時のものだが「家の光」の創刊を企画し、名づけ親でもあり、二年後の大正十四年五月に産業組合中央会から「家の光」創刊号を出している）

昭和十六年四月二十八日に産組会頭就任）の両氏が発行を計画大正十四年（一九二五年）五月号を創刊号として発刊したものであった。

新刊誌を売り出すにはまず「名前」が大事である。中央会ではこの題名を一等二十円、二等十五円、三等十円の懸賞金をかけて、中央会の職員から募集することにしたが、結局、千石氏が外国のパフレットから「ホーム・ライト」という言葉を見つけ、これを和訳した「家の光」が採用となった。そのころ、「光」がついている刊行物が流行し、「蚕糸の光」、「国の光」二つがあった。そこへ、この「家の光」を送り出そうとするのだから中央会は名前の売り込みに頭を悩ました。大正の末期、今から三十五年前の東京人に産業組合とは何だと問うて見ても知る人がなかった。神田三崎町の産組中央会の裏長屋に二、三

人の職員だけでつくった「家の光」という変な名前ではいと出現した雑誌を、中央会がいくら力んで見ても全然反応が現れなかった。

中央会はそれを売り込むためには盛り場のカフェー開店の故知にならって、「家の光」と左横書きの宣伝マツチを職員が街頭に起って配っている時、ある料理屋の女中さんがいみじくもこれを「みつのや」と逆さに音読してくれた。その頃、社旗を自動車にたてて事件の現場に乗りつけた読売新聞の事件記者に待ったをかけた東京市内のある警察署長が社旗の「読売」を「ふん、ドク、バイ新聞、聞いたことがない新聞社だね」と大まじめにつぶやいた時代のことである。

大正十四年五月号の創刊号は八八ページのごく貧弱なもので印刷部数二五、〇〇〇部、そのうち実際に売込む部数を二〇、七五〇部とふんでちようど山口市に開催中の才二一回全国産業組合大会に持ち込んで、二万部を各府県にふり当て、二、三〇〇部から三〇〇部の予約をとる事にして府県側の協力をねがったが、議論沸騰「およそ雑誌は三号でつぶれるのが常識になってくるのに、最初から二万部を売り込む計画を樹てるとは正に狂気の沙汰だ」と引受けに反対した。中でも毒舌家で鳴った富山支会（後年山形に転任）の山田与之助氏等は「家の光が売れば、電信柱に花が咲く……」とまで無遠慮な攻撃を創刊号に加えたものである。

いざ創刊号を全国の支会に発送して見たが、不評判はいよいよさかんになり、中央会にはね返って来た。

創刊号の表紙には名女優水谷八重子をモデルにした美人画を



大いに世論を刺激した家の光創刊号の表紙

（田中良氏が水谷八重子をモデルにしたものだが農村に女の絵を表紙にするとはけしからんと組合から叩かれた）

採用、大いに新しい企画のつもりでいたところ、これまたごうごうたる非難攻撃が浴びせられた。素朴純真な農村に、華美な女の顔を表紙にのせるとは以てのほかであるというのであった。

その頃の家庭雑誌は博文館の「文芸倶楽部」が六万、講談社の「キング」が六〇万部「主婦の友」が四〇万部とならび、円本の流行と相まって、はばを利かせていた。この激濤の中に打って出た「家の光」は毎号毎に新聞社の専門家に、出来工合を見

てもらい、「甲」、「乙」、「丙」と採点してもらって、編集に努力した。

多くの出版物、刊行物で農村向けのものほどむずかしいものはない、どこをおせば、どうなるか、つかみどころのない農村に創刊号から二万部という大部の普及をねらった産業組合中央会の自信の底に実は四つのよりどころがあった。

その一つは、農村は刊行物売込みの真空地帯であり、農村には本を買うためのルートというものが無い。この真空地帯に待望の家庭娯楽雑誌を送り込めるのは、全国津々浦々、全府県に支会、それにつながる町村組合を持っている中央会だけが出来ることである。

その二は全国支会、町村組合が「農村文化の向上」の合い言葉でひきうけてくれ、又読者を会員の名称で待遇、毎月の購売部数も予約してくれ、前金もとってくれる。

「家の光」にはどの出版社とも非常な重荷となっている月々の宣伝広告費が殆どいらぬ、県又は町村組合で読者をふやし、配達してくれるし、予約なので印刷部数に絶対に無駄が出ない。多くの出版元を倒産させる返本があるはずがないし、代金は前金、掛売りは全然ないばかりか、町村組合、県の団体の職員が「家の光」のために代金を集め、せつせと「家の光」に送金し、しかも拡張に宣伝してくれるというものであったが、

系統利用満点の家の光も創刊の翌年、大正十五年一月号には一二三〇〇部に減部してしまい、さすがの千石氏等も「家の光」の廃刊説を持ち出した位であったが、多くの出版社が用紙

難で困り抜いた昭和十八年には逆に百五十三万五千部発行の大金字塔をうち樹てた。しかしさすがに戦局の悪化とともに、用紙の割当て、人手不足から体裁も落ちてしまい、普及部数は次第に減りはじめ、十九年十二月号の百二十二万部から二十年四月号には四十八万部とガタ落ちし、あの終戦直前の昭和二十年六月号は十三万部に落ち込んで、終戦を迎えたのである、当時の体裁はお義理にも賞められるものでなく、ペラペラの薄っぺらなものだった。国中の大動乱で、読者の移動がひどく、それに全く集金する術もなかったが、二十三年以後、独自の読者ルートが農協組織の整備とともに忽ち息を吹きかえし、長い戦争で読みものに飢えていた農村の需要を、「家の光」が容易にみたしてくれたのであった。

「家の光」は創刊以来産業組合中央会のものであったが、東条内閣が戦力増強、結集という手で行った昭和十八年（一九四三年）三月の農業団体統合で、新たに中央農業会が出来たので、一時、農業会の事業の一つの部門に入れられ、そこから発行していたが、戦争がいよいよますます激烈となり、用紙の割当ては雑誌専業社に限定されたため、翌十九年五月、中央農業会から分離して、「社団法人全国農業会家の光協会」の発行に変わって、現在に至ったというのが歴史のアラ筋である。

### 山形県の「家の光」事業の推移

さて、山形県の「家の光」事業の推移である。  
年別の部数の増減からながめて見ると、

昭和元年

一九七部

二〇一年

二二、〇〇〇部

四年

二八五部

二二年

一四、三〇二部

七年

二、四一七部

二三年

七、〇九八部

一〇年

二、〇九八部

二四年

七、一五三部

一三年

二五、一一二部

二五年

六、二七〇部

一八年

二九、九〇一部

二六年

四、六六二部

(十二月号)

本県の場合三十年間に二百倍の増加を見せ、七万台の長野、

新潟の二県に次いで、山形県は南の鹿児島県とともに四万台を堅持し、普及番付面では前頭筆頭にのし上がっている。

全国最下位でスタートを切った本県は産組時代は支会で取扱い、農業会に入ってから厚生課が扱い、農協後は県厚生農業協同組合連合会の手に移ったが、昭和三十一年十月一日には、家の光事業の一切は県農業協同組合中央会の取扱いに変わった。普及率(購読部数ではない)の高い組合を県中央会が昭和三十三年十二月号で作成したものでなげると(カッコ内が購読部数)

- 一一〇(四四五)藤島、一〇八(三四七)大山、九六(二三五)京田、九〇(三三三)上郷(鶴岡)、九〇(三八五)本楯、八九(三三三)五(東郷(東田川)、八八(二七三)斎、八三(二七〇)広幡、八二(四九〇)広瀬、八〇(二六九)鈴川、八〇(一七三)一条(八〇パーセント以下略)

の順序となっている。藤島、大山両組合などは既に一〇〇パーセントを超えてしまったことは購読者が農家以外に進出したことを物語っている。

## ミス農協に本県から当選

家の光協会では戦後の農村に明るい話題を提供する「ミス・農協」を昭和二十五年から募集したが、山形県はその才一「ミス」に選ばれた。

「ミス〇〇」の企ては明治年代の某誌がやった芸妓人気投票または「名家令嬢鑑」などの名で呼ばれたものから、久米正雄等の鎌倉文士がはじめた「ミス・カーニバル」で、「ミス」が大衆の行事となった。戦後はいろいろな目的でミス、ブームが到来、種類別にしてもおそらく数百種に達し、その頂点が宇宙一の美女を選ぶ「ミス・ユニバース」となった、家の光協会が全国の農村から選出する「ミス」のねらいは、「幼くものの健康美」において特殊なもので、農家の娘さんで、未婚者、身長は一メートル五十四センチ(五尺一寸)以上の健康で好感が持てる愛くるしい顔立ちとだけで、ほかでミス標準に用いられるヒップ、ウエスト、バストなどはあまり問題にしないことにしてある。

昭和二十五年に、家の光誌上で、初めて「ミス・農協」が発表されると、満天下の農村の娘さんの血をさわがせ、その当の家光を取扱っていた県厚生連に続々、ミス候補の写真が集った、その中から山形県のミスに選ばれたのが北村山郡富本村の多田たかよ(当時、一八)さんで、えくぼの可愛い、丸々と太

った純ばくな農家の娘さんであった、家の光ではこうして各県から一名づつのミスを選んだ後、誌上に写真をのせて、全国八ブロックから八名のブロック代表を読者の投票で決定することにした。

山形県は東北ブロックに加わり、多田代表は他の五県代表と投票を争ったが、多田さんは他の代表を大きく引離して、東北のミスに当選、いよいよ最後の全国ミス決定戦に東北代表として進出した。全国一もやはり写真によった読者投票で、八名のブロック代表がけんを競ったが、ここでもまた他のブロック

第一回ミス農協となつた北村山郡富本村多田たかよさん

(このえくぼが審査員を魅了した)



三十四年家の光新年号のカバー・ガール池田恵美子さん

を後に、全国一のミスになってしまった。なにしろ最初のミス、農協とあって、翌二十六年五月三十日に市ヶ谷の家の光協会で行われたミス表彰式には、富本農協組合長らにつき添われて出席、全国から集った農協代表の前で、新しい意味の美人の容姿を披露し、美人国山形の名を宣伝した。

この多田さんは降るような縁談の中から、熱心な求婚者で、誌上投票当時から文通し合っていた長野県湯沢温泉の青年と結ばれ、数年後、長野に去った。家の光ではその後、ミス、農協選定の方法を変えて、まず、家の光の表紙を飾る「カバー・ガール」を全国から写真で募集し、その中から表紙モデルを決

定、誌上に発表して、はじめて読者の投票で「ミス、農協」をきめることになったが、飽海郡遊佐町の池田恵美子（一八）さんは三十三年に「カパー、ガール」に選ばれ、三十四年新年号の家の光の表紙に池田さんの笑顔がのった。つづいて行われた「ミス農協選出投票」では岐阜県の小野久子さんに「ミス、農協」の名を譲ったが、全国から一万三千五百三十三票をもらい準ミスに当選して、三十四年二月十八日、東京の九段会館で開催した全国家の光大会の席上、宮部家の光協会会長から表彰状と沢山の賞品を贈られ、祝福された。

## 日本農業新聞の発刊

日本農業新聞は昭和三年（一九二八年）三月二十日に帝國農會から「市況通報」として発刊、誕生したが十二年三月に「日本農業新聞」と改題した。

その後、昭和十八年十月に、その年の三月公布の農業団体法で五団体の全国機関が合併して中央農業会が発足、さらに全国農業会弘報分室でその機関紙として戦中、戦後にかけて発展した。昭和二十三年、農業会解散命令後、新たに全国新聞情報農業協同組合連合会が組織され、東京都港区芝公園五号地（後に台東区練堀町八五に移る）に本社を、各府県に支局をおいて、農業界唯一の新聞として堅実な歩みを見せて来ている。

山形県でこの新聞を取扱ったのは県農業会が出来る前だが、専従職員をおいて取材に購読普及に本腰を入れたのは昭和二十年秋の終戦後で、二十二、三年の県内購読部数六千部に達し

た。二十三年八月、農業協同組合法によって、県農業会厚生課の新聞取扱いは県厚生農業協同組合連合会取扱いの事業として引継がれたが、組合設立を指導した当時の占領軍山形軍政部は厚生連の事業は病院経営および農村文化、厚生施設と雑誌、家の光の取扱いに限り、農政問題を記事にし、農民の世論をつくる新聞の取扱いを加えることは認められない、もし農業新聞取扱いを強行するときは厚生連の設立を取消すとの意向を示し、県農業協同組合課佐原課長が次善の策として、農業新聞関係は厚生連とは別建ての支局をつくり、農文協、県農業会時代から農村演劇、巡回診療、出版、情報の分野に活動して来た小林憲幸氏を専従として編集、販売の両方を行っていたが、昭和二十七年四月、取扱いの一切を県中央会の前身である県農業協同組合指導協会（会長大山不二太郎氏）に移した。

この別建ての支局時代に寒冷地帯の稲作には保温折衷苗代が最適であることに着目、他県に卒先、この方法を県内各地に普及し、講習、座談会を開き、指導書を出す等して、県の稲作改善に大きく貢献した、山形の保温折衷苗代開始の草分けでであることは余り知られていない。

## 産組法改正で全国団体続々生る

### 昭和九年に五百四十万の組合員

大正十年の産業組合法才四次改正で全国連合会の設立が認められると、同十二年には産業組合中央金庫、全国購買組合連合会が設立し、昭和九年（一九三四年）までに全国事業連合会が

産業組合中央金庫も含めて五つ、指導機関が産業組合中央会を加えて七つが出揃って、未曾有の農村不況の波濤に打って出た。

産業組合中央会は明治四十二年の産業組合才二次改正で、明治三十八年三月設立の大日本産業組合中央会を法律上の団体に改組したもので、その他の団体の設立経過等は次のようなものである。

。事業団体

(一) 産業組合中央金庫

大正十二年四月六日に金庫法が制定されて、十月三十日設立認可、十三年三月一日業務開始、昭和九年の所属組合二、六〇七、所属連合会一三六。

(二) 保証責任全国購買組合連合会（略称、全購連）

大正十二年四月十九日創立総会、五月十四日設立認可、九月一日業務開始、昭和九年の所属組合五、三六五、所属連合会六八。中央金庫と同様に、古くから設立を組合から要望され、才四回全国産業組合大会で決議となつて具体化し、これにもとづいて中央会は大正十年に「購買事業に関する中央機関設置調査委員会」を設け、同十二年二月五、六の二日間、中央会府県支会役員協議会を開いて正式に設立がきまつた。設立当時の会員は連合会七七、組合二三四で、山形県購買組合連合会が発足した昭和二年当時の全購連の取扱いは産業用品三六四万四千円、経済用品五五万円、計四一九万五千円と

堅実な事業発展を示した。

(三) 保証責任大日本生糸販売組合連合会（略称、糸連）

昭和二年三月十五日設立認可、昭和九年の所属組合八六、同連合会一三。わが国の販売組合運動は明治の初めに生糸販売組合で出発したが、この連合会も全国的販売組織としては先端を切つた。昭和三・四年度には一万九千六百こりを受入りし、一、五五〇万円の売上げを見た。

(四) 保証責任全国米穀販売購買組合連合会（略称、全販連）

昭和六年五月二十五日設立認可、九月一日事業開始、昭和九年の所属組合三、同連合会四七。

農業恐慌以来、特に米穀問題は論議の中心となり、米穀法の改正と相まって、農民の米穀販売組織を強化するために、全販連設立の要求が強力となつたので、中央会は昭和六年一月十六・十七の両日、設立協議会を開き、十三府県代表者が設立委員となつて設立の準備を進め、四月二十七日、中央会で設立総会を開いた。

設立当時の所属連合会四三、出資額二二万四千五百円、設立当初の事業は米、麦の二種に限られ、購買は政府米だけであつたが、その後豆類、菜種、けい卵、木炭等と次才に事業を拡げた。

(五) 保証責任大日本柑橋販売組合連合会

昭和九年九月二十九日設立認可、所属連合会一一。

北米、カナダに向けて独占輸出をしていた日本柑橋北米輸出組合に対抗して生産者が昭和八年に組織した大日本柑橋生産組合連合会（任意組織）を産業組合の組織に変更したものの。

。指導機関

(一) 産業組合中央会

構成員としては単位組合、各種連合会、さらに個人まで網羅して、昭和九年の正会員一二、四〇〇。

中央会の下に各道府県に支会を設け、支会に部会をおいてあるところが多い。最も一般的で強力な指導連絡機関。

(二) 全国産業組合製糸組合連合会(略称、全糸連)

昭和七年二月十日設立認可、昭和六年三月の蚕糸業組合法が蚕糸業全体の統制機関として発足したものが、組合製糸を母体に、府県に府県産業組合製糸組合を、さらに全国産業組合製糸組合連合会を組織した。この全糸連が日本中央蚕糸会の構成員となり、産組製糸の利益を代表した。

右の中央会、全糸連のほかに、それぞれの立場で中央的任務を行っている任意団体としては

(三) 全国農村産業組合協会

(四) 市街地信用組合協会

(五) 全国医療組合協会

(六) 全国消費組合協会

(七) 全国信用組合連合会協会

の五団体が中全会の統制下に在った。

昭和九年の単位組合数一四、八一五、組合員数五四〇万人、府県連合会一〇一、郡連合会四〇となっていた。

なお、全国購買組合連合会、全国米穀販売購買組合連合会、および大日本柑橘販売組合連合会の三事業団体は昭和十六年一月

時局の要請に依って合併して、新しく「全国購買販売組合連合会」を組織、農業団体統合の先駆をつとめた。

昭和二十年八月二十五日には米軍のグラマン機が編隊で山形市の上空を過ぎ、市民は日本が全く米軍の占領下にあることをひしひしと感じた。九月十一日に仙台進駐の先遣隊の一部が、山形市に入り、翌日、ジープで米兵宿舎の調査を行ったので、米兵の山形市進駐が確実となり、種々しる臆測が行われて市民に不安を抱かせた。それで山形市役所では各学区に緊急母親学校を開催して、進駐軍応待の心構え等を指示したが、風説に怯えた女学校では十七日から十日間の休校、官公衛会社の女事務員は午後早退、銀行は午後二時かぎり閉店、役所、団体等では書類を焼いてしまう等必要以上の措置がとられた、農業会もその時、貴重な書類、記録を一切灰にしまったのである。

不安におびえた米軍山形進駐

十八日、米兵を乗せた百余台のジープが山形入りを行い、そのまま神町に向ったのを市民は驚異の眼で見送った。二十日になって米兵の山形市進駐が発表され、その数四五〇名と伝えられたが二十四日、まず才六小学校を宿舎として接収、続いて阿羽銀行横町支店が接収されて司令部が設けられ、二十七日ドン准将が司令官として着任、三日町長谷川吉三郎所氏宅を宿舎にした。さらに小白川町男子国民学校も宿舎となり、両校児童は市内各小学校に分散させられてしまった。

十一月には生活必需品統制組合事務所、元貯蓄銀行、県立図書館、八文字屋、富岡楽器店等も事務所となり、個人住宅まで次々と将校宿舎となった。司令官はドン准将からナン中佐に代り、さらにカスター中佐に代った。